

大和市告示第130号

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年6月27日

大和市長 大木 哲

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 運営費補助金等、一時預かり事業費の項中「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について（平成23年9月30日付け雇児0930第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添4次世代育成支援対策推進事業評価基準に規定する一時預かり事業（保育所型）」を「神奈川県安心子ども交付金事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行。以下「県要綱」という。）別表第7号の4に掲げる一時預かり事業」に改め、同表運営費補助金等、保育所児童虐待防止対策緊急強化事業費の項中「神奈川県安心子ども交付金事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）別表第14号の2に規定する」を「県要綱別表第12号の2に掲げる」に改め、同表運営費補助金等の項に次のように加える。

保育士等処遇改善臨時特例事業費	県要綱別表第8号に掲げる保育士等処遇改善臨時特例事業に要する経費
-----------------	----------------------------------

別表第2 運営費補助金等、一時預かり事業費の項中「平成23年度子育て支援交付金の国庫補助について（平成23年9月30日付け厚生労働省雇児0930第8号厚生労働事務次官通知）別紙平成23年度子育て支援交付金交付要綱に基づき」を「県要綱第3条の規定により」に改め、同表運営費補助金等、保育所児童虐待防止対策緊急強化事業費の項中「神奈川県安心子ども交付金事業費補助金交付要綱」を「県要綱」に改め、同表運営費補助金等の項に次のように加える。

保育士等処遇改善臨時特例事業費	県要綱第3条により算出される額	全額
-----------------	-----------------	----

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。